

活発な議論を通じて

- 高裁判決の不当性と、一審判決の画期的意義を確認
- 六ヶ所再処理工場、乾式貯蔵施設に反対する取り組みを強めよう

7月14日 福井県知事は乾式貯蔵施設の建設同意を今議会で先送りと表明

国相手の大飯原発裁判の終結を受けて、7月12日に大阪高裁判決批判と、今後の取り組みについて議論する「原告と支援者の集い」を持ちました。約50名が参加し、大阪高裁の不当判決の批判と、今後の活動について活発な議論となりました。「裁判の会」は解散となりますが、今後は、反原発の活動を協力して進めていくことになりました。



◆第1部 大飯原発裁判の大阪高裁判決批判

第1部の冒頭に、弁護団の谷次郎弁護士から挨拶を受けました。大飯裁判は東電福島原発事故後の2012年に提訴し、高裁判決まで14年の長きにわたる裁判となり、原告と支援者の努力を慰労されました。2020年12月の一審勝訴判決は、国を相手とした裁判で勝利するという画期的で歴史的な判決だったこと、高裁では不当判決でしたが一審勝訴の意義は不変ですと述べられました。今後の実践的な活動で協力できることがあればまた声をかけてくださいと挨拶されました。

次に高裁判決の内容批判について、特に地震動評価の「ばらつき」問題について報告があり議論しました。判決は、国や関電の主張を鵜呑みにしたもので、「断層面積などの『不確かさ』を安全側に考慮しているため『ばらつき』を上乗せする必要はない」というものでした。

しかし、断層面積や新潟県中越沖地震の経験に基づく短周期の地震動を1.5倍するという「不確かさ」は、原告も関電・国も同じ設定です。異なるのは、地震規模の「ばらつき」を考慮して上乗せするかどうかという点です。判決は、上乗せを否定するために「ばらつきの考慮方法には定めがない」「専門家は『ばらつき』と『不確かさ』を区別していない」等と述べ、「ばらつき」の考慮から逃げていること等が紹介されました。

議論では、「断層面積の不確かさは考慮されているのか」「ばらつきと不確かさという異なる概念を混同しているのはおかしい」等の質問や意見が多く出されました。高裁判決の不当な内容について、議論を通じて理解を深めました。

◆第2部 当面の課題を議論：六ヶ所再処理工場と関電の乾式貯蔵施設反対について

(1) 六ヶ所再処理工場：廃液の全量をガラス固化すべき

日本原燃の計画では、ガラス固化試験はしゅん工後に先送りする予定でした。しかし、7月3日にエネ庁は青森県知事に、しゅん工（工事の完成）前にガラス固化試験を実施することが検討されており、しゅん工時期が遅れる可能性があると伝えました。青森県知事は、原燃の工程表には実現性がない、新たな工程表を作るべき等々と発言し、むつ市の中間貯蔵施設への使用済核燃料の搬入を今年度は認めない旨を述べています。

高レベル放射性廃液を液体のまま貯蔵し続けることは危険で、リスク低減のためにガラス固化は必要と以前に規制委員会の委員が述べていました。ガラス固化ができなければ、規制委・規制庁の責任になることを避けるためかもしれません。

規制委・規制庁が、どれくらいの量のガラス固化を考えているかはまだ分かりません。わずかな本数でガラス固化試験を実施したとして済ませることは許されません。これまでガラス固化は失敗の連続でした。ガラス固化の実績は下記です。

2012,13 年の固化試験で高レベル廃液を使って造った固化体本数	55
貯蔵されている高レベル廃液(227 m³)を全て固化する場合の固化体本数	約 438

六ヶ所再処理工場の溶融炉は、白金族元素等が溶融炉の炉底にたまるという根本的欠陥を抱えています。少量のガラス固化体製造ではなく、廃液すべてを固化することをしゅん工前に実施すべきです。できなければ、再処理工場の操業は認められないと報告されました。

議論では、再処理工場のプールは満杯状態、ガラス固化が進まなければ関電の使用済燃料を搬入することができないこと等が紹介されました。また、再処理工場の課題に取り組むことに賛成し、関西でも再処理工場の危険性を広めていきたいとの意見もありました。

（２）関電の乾式貯蔵施設の建設同意を止めよう

次に、ゲストとして若狭の石地優さんを迎え、乾式貯蔵施設を止める意義と課題について議論しました。現在、福井県議会では、乾式貯蔵施設の建設に同意するかが焦点になっています。福井県はこれまで、再処理工場の設工認説明が終わった段階で（６月８日）で、建設同意の判断をすると述べてきました。しかし、福井県知事は「再処理工場の状況を含めて様々な観点から十分検討していきたい」とこれまでと異なる判断を述べています。ただ、判断時期は明確にしています。六ヶ所の延期等で関電の使用済燃料対策ロードマップも破綻します。石地さんは、建設同意を止めるチャンスだと強調されました。

議論では、県議会へ陳情書を提出したり、県議に建設に同意しないようメールを出してきたこと、その声は確かに議員に届き、県議の議会発言でも活かされていること等の紹介がありました。

関電は今年秋に、高浜原発での第一期の乾式貯蔵施設の建設を予定しています。今議会で同意を止めれば、当初予定の建設はできなくなります。山場となる 13・14 日の議会に向けて議員にメールを送ろうと呼びかけられました。高浜町で新聞折り込みがなされたことも紹介されました。

◆「江戸の仇を長崎で」

裁判の終結により「裁判の会」は解散することになります。メーリングリストは、情報の共有や活動の交流のために、名称を新たに決めて継続していくことが事務局から報告されました。

会計担当者からは、一審と高裁分を合わせて、ほんのわずかですが黒字になったとの報告がありました。この黒字分と当日の参加費を合わせて、乾式貯蔵施設反対を共に取り組んでいる「避難計画を案ずる関西連絡会」にカンパしたいと提案があり、参加者全員が拍手で承認しました。

続いて、裁判の会の共同代表から挨拶がありました。小山さんは、高裁判決は不当なものだが、「江戸の仇を長崎で」と述べ、六ヶ所再処理工場と乾式貯蔵施設を止めることが最重要の課題になっている、全力を挙げていこうと訴えました。アイリーンさんは、地震大国で原発の基準地震動の過小評価は許されないこと、今後の課題としては、再処理工場、乾式貯蔵、中間貯蔵に反対していくことが重要と述べ、上関の中間貯蔵に反対する署名の協力も呼び掛けました。

最後に、弁護団に感謝を込めて谷弁護士に拍手を送り、「集い」を終えました。

※後記：この報告を作成中の 7 月 14 日、福井県知事が議会で乾式貯蔵施設の建設同意を今議会では先送りすると表明しました。「6 月議会で同意を止めよう」の目標は達成されました。今後も反対の活動を強めていきましょう。

2026.7.16 おおい原発止めよう裁判の会 事務局

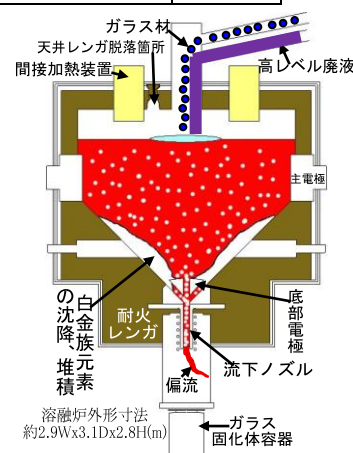


図2 六ヶ所再処理工場のガラス溶融炉